

○江田島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱

平成27年10月23日

告示第75号

江田島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年江田島市告示第62号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策の実施について、災害応急対策に協力する事業者（以下「災害協力事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な協力体制を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「災害応急対策」とは、台風、大雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土砂及び倒木の撤去、土のう積み、シート張り等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。

（公募及び登録）

第3条 災害協力事業者は、公募するものとし、公募は、広報紙「広報えたじま」及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

2 登録の申込みをしようとする事業者は、募集期間内に、災害協力事業者登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 登録の申込みがあったときは、次の各号の条件を満たす事業者について、災害協力事業者として登録するものとする。

（1） 江田島市建設工事入札参加資格者であること。

（2） 市内に本店、支店その他これらに類するもの（以下「本店等」という。）があること。

（3） 災害応急対策に協力すること及びこの要綱の定めを遵守する旨誓約することができること。

4 登録された災害協力事業者については，市ホームページで公開するものとする。

（登録の期間及び更新）

第4条 登録の期間は，1年間とし，災害協力事業者から別段の意思表示がないときは，自動的に1年間更新するものとする。

（登録内容の更新等）

第5条 災害協力事業者は，毎年4月末までに現状の人員，資機材等を災害協力事業者に関する登録内容の変更届出書（様式第2号）により届け出るものとする。

（登録の抹消）

第6条 災害協力事業者は，登録を抹消する場合は，災害協力事業者登録抹消届出書（様式第3号）により，遅滞なく届け出るものとする。

2 市長は，災害協力事業者が第3条第3項各号に規定する条件を満たさなくなった場合又は前項の規定による届出をした場合は，登録を抹消するものとする。

（災害応急対策の実施）

第7条 災害応急対策の実施については，次のとおりとする。

（1）要請

ア 市災害対策本部又は災害応急対策を行う担当課（以下「要請担当課等」という。）は，災害応急対策が必要となったときは，災害協力事業者のうち，迅速かつ円滑に作業することが可能であると認められる事業者に対して，災害応急対策を行うよう要請するものとする。この場合において，要請担当課等は，原則として町ごとに本店等を有する災害協力事業者に対して要請するものとする。

イ 要請は，文書により行うものとする。ただし，やむを得ない事情により文書で要請できない場合は，口頭，電話等で要請することができる。

ウ 災害協力事業者は，要請があった場合は，他の業務に優先

して，災害応急対策を実施するものとする。

(2) 実施報告

要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は，文書により，速やかに要請担当課等に実施内容を報告するものとする。

(3) 費用負担等

要請に基づき災害応急対策に要した費用は，市の負担とする。この場合において，当該費用は，市の積算による。

(防災事業への参加)

第8条 災害協力事業者は，市が実施する防災訓練，研修会等の防災事業に積極的に参加するよう努めるものとする。

(災害協力事業者に対する対応)

第9条 災害協力事業者に対しては，江田島市建設工事入札参加資格について配慮するものとする。

(証明書の交付)

第10条 災害協力事業者は，市長に災害協力事業者登録証明書(様式第4号。以下「証明書」という。)の交付を申請する場合は，災害協力事業者登録証明申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定による申請があった場合において，当該申請が適正であることを確認したときは，当該申請をした災害協力事業者に証明書を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成27年10月23日から施行する。